

令和8年度TIBにおける学生等コミュニティ形成に係
るコーディネート事業者公募要項

令和8年2月

東京都 スタートアップ戦略推進本部
戦略推進部 スタートアップ推進課

1 目的

東京都は、2022年11月に策定したスタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」を、2025年11月にバージョンアップし、新たなスタートアップ戦略「Global Innovation Strategy 2.0 STARTUP & SCALEUP」を策定した。今後もあらゆる挑戦者を応援し、持続可能な社会の実現を目指すことで、スタートアップ戦略を一層加速していく。

これまで東京都は、国内外からスタートアップやその支援者が集い、交流する一大拠点である Tokyo Innovation Base（以下「TIB」という。）を中心に、中学生・高校生を含む学生及び若者（以下「学生等」という。）の挑戦を応援し、その成長を後押しする取組として「TIB JAM」（以下「JAM」という。）を運営してきた。JAM の開始から多くの関連イベント等を開催し、学生等のアントレプレナーシップの機運醸成を進めるとともに、新たな出会いやエコシステムプレイヤーとのつながりの創出に寄与してきた。

今後は、多様な学生等が参加しやすい仕掛けづくりを行い、学生等に挑戦機会を継続して提供するとともに、TIB を学生等の挑戦を継続的に応援する場として位置付け、取組を推進することで、スタートアップ戦略の加速を図る。

このため、TIB 等を拠点として、様々な課題解決に挑戦する学生等が、互いに切磋琢磨できる仲間と出会い、コミュニティを形成できる結節点となるよう、東京都が主体的に実施する取組と協働し、必要な支援事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者を公募する。

（参考）令和7年度実施内容

https://www.startupandglobalfinancialcity.metro.tokyo.lg.jp/startup/initiatives/tokyo_ideation_jam/R7coordinator

2 事業概要

- (1) 東京都が本事業の実施主体（共同事業体も可。以下「本事業者」という。）1者を公募・採択し、協定を締結する。
- (2) 採択に当たっては、外部有識者を含む選定委員会により審査を行う。
- (3) 本事業者は、令和9年3月31日までの間に、学生等がTIBへ日常的に足を運び、自発的に集まるコミュニティを形成する。TIBの運営事業者やTIBのネットワーク形成に係る他のコーディネート事業者など、東京都のみならずTIBのプロジェクトに参画する様々な主体と連携し、学生等にとってTIBがより有益な場所となる事業を実施する。

（参考）TIBに関するプロジェクトについては、以下の公募内容を参考とすること。

<https://www.startupandglobalfinancialcity.metro.tokyo.lg.jp/startup/initiatives>

- (4) 本事業に応募する者は、応募時に協定金見積額の作成及びKPIを設定し、そのKPIの達成度合いに応じて、東京都から協定金の支払を受ける。
- (5) 協定金の算定に当たっては、外部有識者を含むKPI評価委員会により達成状況等の評価を行う。

【本事業 スキーム図】



3 本事業者の公募

(1) 本事業者の要件

本事業者は、学生等の挑戦を応援し、その成長を後押しするに当たり、様々な経験を生かすとともに自身が有する強みを生かした企画を提案し、運用を実行する。そのため、求める各要件は以下のとおりとする。

- ア 東京都のスタートアップ戦略や TIB の理念を理解し、学生等のアントレプレナーシップの醸成を強力に推進する能力を有すること。
- イ 自身の有する知見、ノウハウ及びネットワークを活かし、学生等のニーズを把握し、ネットワーク形成やイベント開催等を実行できる能力を有すること。
- ウ 学生等が自分の頭で考え、失敗を過度におそれないようにするなど、アントレプレナーシップの醸成に資する取組を実施するに当たり、学生等のことを理解する能力や、その課題解決に向けた情報収集ができる能力を有すること。
- エ 自治体や大学等と連携し、学生等の起業アイデア創出等に関するイベントの企画及び運用の実績を有すること。
- オ 学生等が日常的に TIB に集まる状況を形成する仕掛けづくりに活かせるよう、コミュニティ形成イベント等の企画及び運用の実績を有すること。
- カ 国内外で起業やスタートアップに関心のある学生等とのネットワークを豊富に有すること。
- キ 本事業の認知度向上に向けた情報発信の能力を有すること。
- ク 事業計画策定や進捗管理を行うとともに、東京都との連絡調整を円滑に行う能力を有すること。

(2) 本事業者の役割

本事業者は、東京都や東京都と協働する他の TIB に関するプロジェクト実施事業者との緊密な連携の下、以下のとおり TIB の学生等のコミュニティの形成を促進し、計画的な事業実施を遂行する。

- ア 学生等とエコシステムプレイヤーとのネットワーク構築
別途 TIB の運営業務委託等で設置するコミュニティマネージャーなどと緊密な連携・調整を行うことで、起業に関する関心や悩みのある学生等を国内外のエコシステムプレイヤーにつなげる仕組みの構築及び実施をすること。
- イ TIB における学生等の日常サポート
人材又はチームを設置し、TIB に来場する学生等の活動を日常的にサポートする仕組みの構築及び実施をすること。

なお、令和7年度まで、”TIB Student day”として毎週水曜日に学生等との交流経験が豊富なコミュニティマネージャーと気軽に交流できる場をTIBで提供していたため、令和8年度も同等の取組について年間を通じて実施することとする。このうち6か月以上は、本事業により日常サポートを提供する学生等の人数を1か月当たり延べ50名以上(計300名以上)とすること。また、”TIB Student day”における取組の内容は、一過性のイベント等で終わるものではなく、学生等の挑戦を継続的に支援する機会となることを想定している。さらに、学生等が挑戦するテーマは、起業支援プログラムやビジネスコンテスト、海外派遣プログラムへの応募等を想定しているが、起業に限定するものではない。

また、事業者は”TIB Student day”を通じて学生等が挑戦するテーマや挑戦段階を記録・可視化する。記録方法や記録内容については東京都へ提案し、東京都と協議の上で決定すること。事業終了後には東京都に対して記録した内容を電磁的方法(PDF、Excel、Word、PowerPoint等、東京都が指定する形式)で作成・納品すること。

ウ イベントの実施

JAMのブランドを継続し、学生等が相互のアイデア等をブラッシュアップする機会を創出するために、次のとおりイベントを実施すること。

また、各イベントを通じてアントレプレナーシップの機運醸成及び参加者の裾野拡大と併せ、”TIB Student day”に参加する学生を増やすことも目的とする。

(ア) TIBで実施するイベント

計1,300名以上の学生等が参加するイベント等をTIBで実施すること。イベント等の実施に当たっては、特定の分野に偏ることなく、幅広いテーマを取り入れること。

また、実施するイベント等は以下の条件を満たすこと。

- a 150名以上が参加するイベントを計3回以上実施すること。
- b 学生等がエコシステムプレイヤーと対話・交流・相談等ができる機会を10回以上設けること。ただし、独立したイベントとして実施すること、又は大規模イベントに含めたイベントとして実施することについては、限定しない。

ただし、KPIに関するイベントの実施回数及び参加人数について、単一のイベントが複数のイベントの性質を併せ持つ場合には、それぞれのKPIに重複して計上せず、東京都と調整の上で、いずれか1つのイベント実績として計上すること。

(イ) 多摩地域で実施するイベント

多摩地域の学生等が参加しやすくなるよう、多摩地域内の会場を活用したイベントを2回以上実施し、計100名以上の学生等が参加することとする。開催場所や使用会場については、東京都と協議の上、決定すること。

エ 学生のグローバルな視野を拡大するための取組

SusHi Tech Tokyoをはじめとするグローバルスタートアッププログラムに学生を誘引することで、学生等の世界への視野を広げること。

オ 「TIB等の場を活用したグローバル・アントレプレナーシップ実践事業」との連携

「TIB等の場を活用したグローバル・アントレプレナーシップ実践事業(以下「ITAMAE事業」という。)」では、学生の「国際感覚を高め、自ら挑戦していく起業家性」を高めることを目的としている。ITAMAE事業の中で、学生の募集・育成やSusHi Tech Tokyoでの学生向けイベントを実施する予定である。本事業者は、学生等向け事業であるITAMAE事

業の事業者とも定期的に意見交換し、東京都の学生等向けアントレプレナーシップ施策の効果的な運用を図ること。

カ 他自治体及び国内外のスタートアップ支援拠点との連携

TIB の“node”機能を活かすべく、国内外のスタートアップ支援拠点 1 か所以上を訪問する機会を学生に提供するなど、学生の視野を拡大できるような取組を実施すること。スタートアップ支援拠点の選定においては、東京都と協議して決定することとする。

なお、本事業者は提案時に派遣時期・派遣期間・派遣先・派遣人数などを含めて複数プランを提案することとし、協定締結後の円滑な事業実施に配慮することが望ましい。

加えて、東京都が実施する他自治体との連携について、東京都の検討に対し助言する等、実施に向けた協力をを行うこと。

キ 本事業に関する情報発信

学生等を TIB に惹きつけることができるコンテンツを作成し、SNS などを活用して、本事業の情報発信をするとともに、学生等に有益な情報発信をすること。

なお、東京都においても本事業のホームページ等で発信できるよう、そのコンテンツを提供すること。

ク 事業進捗及び KPI 達成状況の報告

事業計画書を策定し、それに基づく進捗状況及び KPI の達成状況について、東京都に報告すること。

なお、本事業に参加する学生は延べ 1,700 名以上とすること。延べ 1,700 名以上の内訳は 3 (2) イ (TIB における日常サポート)、及び 3 (2) ウ (ア) (TIB で実施するイベント)、及び 3 (2) ウ (イ) (多摩地域で実施するイベント) による参加人数合計とする。

ケ 報告書の納品

本事業者は、イベントごとに報告書を作成し、電子データにより納品するものとする。

なお、報告書には、「イベントの目的」、「イベント概要」、「イベント写真又は動画」、「投影又は配布資料」、「参加者アンケート」、「イベントの振り返り」等を記載し、客観的な情報が把握できるよう整理するとともに、行政として本事業を実施する意義及び今後に向けた示唆を含む内容とすること。

また、報告書納品に係る電子データの種類及び報告書の納期は、以下のとおりとする。

(ア) 報告書納品に係る電子データの種類

東京都の端末 (OS Windows) で表示可能なソフト (PDF、Excel、Word、PowerPoint 等、東京都が指定する形式) にて作成し、提出をすること。

(イ) 報告書の納期

原則として、イベント実施後 1 か月以内としつつ、本協定の実施期間内とする。

なお、報告書の提出後、その内容に不備等があった場合は東京都が指定する期日までに速やかに本運営事業者の負担で修正等を行うこと。

(ウ) 事業報告書の納品

前各号により提出するイベントごとの報告書とは別に、本事業者は協定期間終了後、本協定期間を通じた事業全体の実施状況及び成果並びに KPI の達成状況を総括した事業報告書を作成し、東京都へ納品するものとする。

なお、具体的な提出期日は東京都が指定することとする。

コ 事業の引き継ぎ

次期の本事業の事業者が変更となる場合は、本事業が円滑に継続できるよう、事業資料及び進捗状況等を含め、適切に引継ぎを実施するものとする。

また、本事業の実施に当たり構築又は運用したホームページ（Web サイト）等については、構成情報、掲載コンテンツ、運用方法その他必要な情報を含め、東京都が指定する方法により引き継ぐものとする。

（3）実施期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（予定）

本協定は、令和 8 年度歳入歳出予算が、令和 8 年 3 月 31 日までに東京都議会で可決された場合において、同年 4 月 1 日以降速やかに確定させるものとする。

4 東京都と本事業者との関係

（1）公募・審査

東京都は、「5（1）応募要件」を満たす事業者を公募し、応募者の中から選定委員会が審査することで、本事業者を採択する。

（2）協定の締結

東京都は、採択した本事業者と連携内容等が規定された協定を締結する。

（3）本事業者に対する協定金の支払等について

東京都は、KPI の達成状況及び事業全体の成果を評価し、協定金として協定金見積額（以下「基準額」という。）及び成果報酬額の支払を行う。

ア 基準額

応募時に東京都及び本事業者が設定する KPI 項目（※）ごとの経費となる。この経費は、KPI 項目を達成するために必要な費用を考慮し、設定する。KPI 項目ごとの達成状況等に応じ、支払額が変わる。

なお、基準額の上限は、1.24 億円とする。

※ KPI 項目設定方法及び評価方法について

設定に当たり、可能な限り定量的かつ検証可能な指標とすること。

また、KPI の達成状況及び事業全体の成果の報告は事業終了後を予定し、それに基づき評価を行う。評価を受けるに際して、本事業者は、KPI 項目の達成状況が客観的に確認できる根拠資料（各種契約書、議事録等）を東京都に提出する。詳細については、別紙 1 「TIB における学生等コミュニティ形成に係るコーディネート事業者への協定金支払に関する評価方法及び KPI の説明」を参照すること。

イ 成果報酬額

KPI 評価委員会による事業全体の評価に応じ、基準額に上乗せして支払われる金額となる。

なお、成果報酬額の上限は 0.31 億円とし、基準額と成果報酬額を合わせた額の上限は、1.55 億円とする。

ウ 支払時期

原則として、事業終了後、東京都への適法な請求により一括払で支払う。

5 本事業者の応募方法

(1) 応募要件

以下のアからオまでの要件を満たす者を応募対象とする。

なお、複数の事業者が提携し応募すること（以下「複数事業者による応募」という。）も可能であるが、その場合は、代表事業者を決め、代表事業者が応募申請をすること（協定金は代表事業者に支払う。）。

ア 次のいずれかに該当すること（複数事業者による応募の場合、少なくとも一つの事業者は次のいずれかに該当すること。また、3（2）ア及びイについてはこの条件を満たす事業者が実施すること。）。

（ア）非営利団体（特定非営利活動法人、一般財団法人、一般社団法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、国、地方自治体、独立行政法人、公益財団法人等の公的機関）

（イ）出資総額の3分の2以上を（ア）の非営利団体から受けている団体

（ウ）その他（ア）又は（イ）に類する者として東京都が認めるもの

イ 次のいずれにも該当していないこと。

（ア）破産手続開始の申立てがなされたこと等により、実施事業の安定的な運営に疑義が生じていること。

（イ）法人事業税等を滞納していること。

（ウ）公共の安全及び秩序を脅かすおそれのある行為を行い、又は将来において行うおそれがあること。

（エ）所属・関連する法人その他団体又はその代表者、役員、使用人、従業者若しくは構成員に、暴力団（暴力団排除条例（平成23年東京都条例54号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）が含まれていること。また、実施事業に暴力団、暴力団員等が介入していること。

（オ）風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法を行うなど、公的事業の対象として社会通念上適切でないと判断されるものであること。

（カ）政治活動、選挙活動又は宗教活動を目的とする法人であること。

（キ）国、地方自治体、公益法人等が実施する補助事業や助成事業において、不正等の事故を起こしたことがあること。

ウ 機密情報の取扱いについて、適切な手段・方法で保護できる体制を有していること。

エ 学生のアントレプレナーシップ醸成、コミュニティ組成に関する豊富な実績を有していること。

オ その他上記3（1）に記載する要件を有すること。

(2) 募集受付期間

令和8年2月10日（火曜日）から同年3月3日（火曜日）正午まで

(3) 質問の受付

本事業に関する質問については、下記アドレスまで電子メールのみで受け付ける（締切：令和8年2月24日（火曜日）正午まで）。

メールアドレス：S1190103@section.metro.tokyo.jp

なお、応募状況や審査内容に関する質問については、答えられない。

(4) 応募様式提出前の意向表明

応募する意向がある事業者は、令和8年2月17日（火曜日）正午までに事業提案書提出意向表明届を電子メールで提出する。

メールアドレス：S1190103@section.metro.tokyo.jp

なお、意向表明届は事前に事業者の応募意向を確認する趣旨であり、意向表明後の応募辞退を妨げない。

(5) 応募様式の提出

次の表で指定する応募書類※の電子データを「9 申込・問合せ先」担当宛てにメールで送付する（合計データ容量が10MBを超える場合はデータを分けて送付する。）。原本が紙でしか存在しないものについては、スキャンの上、PDFファイルにて送付すること（紙の提出は不要）。

なお、応募書類の提出後、2日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）経過しても、事務局より応募受付完了のメールが届かない場合、「9 申込・問合せ先」まで電話にて連絡すること（応募受付完了のメールが到着するまでは、応募受付完了とならないため、注意すること。）。

※ 応募様式は、以下のホームページからダウンロードできます。

https://www.startupandglobalfinancialcity.metro.tokyo.lg.jp/startup/initiatives/tokyo_ideation_jam/R8coordinator

No.	書類	分類	提出形式
1	企画書（注1）	必須	PDF
2	応募フォーム	必須	Excel
3	様式1 KPI設定説明書	必須	Excel
4	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の類（写）	必須	PDF
5	直近2期の財務諸表（B/S、P/L、CF 計算書） ※税務署に提出した決算報告書一式	必須 (注2)	PDF
6	学生のアントレプレナーシップ醸成のイベント開催や コミュニティ組成等の実績を示す書類	任意	PDF

※ 複数事業者による応募の場合は、各事業者の役割等が分かる体制図及び事業者間の協定、覚書その他提携の証拠書類並びに全ての事業者に係るNo.4及びNo.5の書類を添付すること。

注1：企画書はプレゼンテーション審査にて使用する想定

注2：東京都の入札参加資格を有する事業者は不要

6 審査の流れ

(1) 審査方法

有識者等で構成される審査会において、書類審査及びプレゼンテーション審査の2段階で審査を行う。

なお、プレゼンテーション審査は一次書類審査を通過した応募者のみを対象とし、令和8年3月11日（水曜日）（予定）に行う。詳細は応募者に別途連絡する。

（2）審査基準

次の基準 No.1 から No.12 までに基づき、点数は合計 100 点満点で審査を行う。

No.	項目	内容
1	企業情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容 ・ 財務情報 等
2	実施計画（5点）	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクト実施に当たり具体的かつ実効性の高い計画か ・ 東京都からの協定金以上の成果を創出できる計画となっているか
3	実施体制（5点）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生のアントレプレナーシップ醸成やコミュニティ形成支援に必要な知見、ノウハウ等を提供できる十分な体制を構築しているか
4	事業・東京都事業への理解（10点）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都のスタートアップ戦略や TIB の理念及びそれを踏まえた本プロジェクトの趣旨を理解しているか ・ 学生のアントレプレナーシップ醸成やコミュニティ組成をする上での課題等を理解しているか ・ ITAMAE 事業などの東京都の学生向け事業について理解しているか
5	KPI 及び事業目標設定の妥当性（10点）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の実施方針に資する KPI 及び事業目標が設定されているか ・ 事業の目標値は現実的かつ到達可能な設定となっているか ・ 事業計画と事業の目標値に大きな乖離がないか
6	学生等が日常的に TIB に足を運ぶ仕掛けづくりの取組の妥当性（20点）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な分野に関心のある中高生を含んだ学生を惹き付ける定期的なイベントを開催する計画としているか ・ 学生が日常的に TIB に集まることにメリットを感じ、自発的に集う仕組みを検討しているか ・ 学生に対して、世界を視野に挑戦する契機を与える取組となっているか ・ 都内全域の学生が参加容易なイベント等を予定しているか
7	学生等とエコシステムプレイヤーとのネットワーク構築の取組の妥当性（10点）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生等とスタートアップ関係者との交流について具体的かつ実効性のある取組を十分に備えているか ・ TIB に集う学生の悩みや関心を的確に収集・整理する計画となっているか ・ 学生の関心の高いエコシステムプレイヤーを TIB パート

		<p>ナーに推薦、調整するなど、新たなネットワーク構築ができる仕組みとなっているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SusHi Tech Tokyo の機会を活用するなど、グローバルなエコシステムプレイヤーとの交流機会を創出できているか
8	TIB における学生の日常サポートの取組の妥当性（15点）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生の日常サポートに関して知識やノウハウを有しているか ・ 必要なサポートを行える体制を十分に備えているか
9	他自治体及び国内外のスタートアップ支援拠点との連携（5点）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他自治体及び国内外のスタートアップ支援拠点と連携する知識やノウハウを有しているか
10	情報発信力（10点）	<ul style="list-style-type: none"> ・ TIB の取組を学生等へ魅力的に発信することが可能な取組であるか ・ 本事業の認知度向上に向けたブランディングやPRなど実行性の高い取組となっているか ・ 効果的な情報発信のためのターゲットや手法・媒体の知識・ノウハウ等を有しているか
11	管理・調整力（5点）	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクトを円滑に進めるマネジメント力を有しているか ・ 学生等をターゲットとしたTIB の活動などと連携した計画となっているか
12	本事業目的への適合性（5点）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的支援を受けるにふさわしくかつ、本事業目的の実現に資する事業内容であるか

※ 採用最低基準を設定する

各審査項目について、全員の評価点平均が、各項目に記載された配点の4割以上であること。

（3）採択の決定

選定委員会による審査を踏まえ、最も高い得点を得た応募者を採択する。

応募者には、令和8年3月18日（水曜日）（予定）までに結果の通知を行う。

7 留意事項

- (1) 本事業者は、支援の実施に当たり、本要項及び協定書に記載の内容並びに各種関係法令等を遵守する必要がある。
- (2) 応募に要する費用について、東京都は負担しない。
- (3) 応募様式等は日本語で記載すること。
- (4) 本事業の内容・結果のうち公表可能な部分については、普及啓発のため、東京都より公表される可能性がある。

- (5) 採択企業及び対象企業には、東京都が企画するイベントでの登壇等、本事業の情報発信等のために御協力いただく場合がある。
- (6) 次の場合には、審査対象外とする場合がある。
- ア 応募者が、法令等若しくは公序良俗に違反し、又はそのおそれのある場合
 - イ 応募内容に不備がある場合
 - ウ 応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載し、その他東京都に対して虚偽の申告を行った場合
 - エ 出資関係にある企業・グループ企業等の特定の企業群、特定の学生や特定の学生コミュニティ等の利益のみを図る事業内容とした場合
- (7) 応募に当たって提供いただく個人情報や機密を含む情報は、守秘義務を有する東京都として必要な範囲で共有・利用される。個人情報を含む情報は事前の承認なく第三者に提供することはない。

8 関係資料

- (1) 東京都スタートアップ戦略「Global Innovation Strategy 2.0 STARTUP & SCALEUP
<https://www.startupandglobalfinancialcity.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/startupandglobalfinancialcity/Global-Innovation-Strategy-pdf>
- (2) Tokyo Innovation Base ホームページ
<https://tib.metro.tokyo.lg.jp/>
- (3) TIB JAM 事業の取組 ホームページ
https://www.startupandglobalfinancialcity.metro.tokyo.lg.jp/startup/initiatives/tokyo_ideation_jam
- (4) TIB JAM 事業 ホームページ
<https://www.idealization-jam.metro.tokyo.lg.jp/>
- (5) SusHi Tech Tokyo 2026
<https://sushitech-startup.metro.tokyo.lg.jp/>

9 申込み・問合せ先

東京都スタートアップ戦略推進本部戦略推進部スタートアップ推進課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎14階北側
電話番号：03-5388-2106 メールアドレス：S1190103@section.metro.tokyo.jp

企画書に関する留意事項

1 様式及び添付資料

企画書の様式は提案者の自由とするが、A4横で作成すること。A4横のフラットファイルに両面印刷で綴じ込むため、その点留意すること。ただし、応募書類送付時にはPDF形式として送付すること。

2 留意事項

- (1) 表紙を作成すること。
- (2) 目次を記載すること。
- (3) 提案事項の全体をまとめた概要を2ページ以内で記載すること。概要是、採択時に公表されても問題ないものとする。
- (4) プレゼンテーション審査において、主として使用する部分（企画書本体部分）は表紙・目次・中扉・概要を除いて20ページ以内とすること。企画書本体のほかに補足説明用の部分（企画書付属部分）を企画書に含めることは妨げないが、企画書全体として50ページを超えること（表紙、目次及び概要を除く。）。
- (5) ページ番号を記載すること。
- (6) フォントは自由とするが企画書の本文記載は12ポイント以上とすること（付属図表等に関する文字の大きさはこの限りでない。）。
- (7) 各ページ右肩に当該ページが応募フォームのどの項目に該当する事項に関する記述であるか、項目番号を示すこと。
- (8) 使用する言語は日本語とすること。
- (9) 表紙には、表題として「令和8年度TIBにおける学生等コミュニティ形成に係るコーディネート事業者 企画書」と記載すること。
- (10) 個人名や会社名を記載しないようにすること。
- (11) 提出された企画提案書は返却しないものとする。
- (12) 企画提案書の作成及び提出に必要な一切の経費は応募者の負担とする。
- (13) 企画提案書に記載された提案内容に係る一切の経費は全て事業提案額に含めるものとする。
- (14) 企画提案書作成に当たって第三者の著作権等に抵触する恐れのあるものは、応募者の責任において、適正に処理すること。

3 企画書に盛り込むべき内容

【全般的事項】

- (1) 東京都の戦略やTIBの理念、事業目的に適した提案・計画内容、KPIとすること。
- (2) 本業務を実施するに当たっての体制（外部の主体も含む。）
- (3) 学生のアントレプレナーシップ醸成やコミュニティ組成の実績等、本業務を実施するにふさわしい業務実績やその効果（成果報酬額の「定性的な評価」の観点を踏まえること。）

【業務内容に係る事項】

- (1) 本事業実施に係るスケジュール
- (2) 本事業を通して達成したい目標
- (3) 学生等が日常的に TIB に足を運ぶ仕掛けづくり
- (4) 学生等とエコシステムプレイヤーとのネットワーク構築
- (5) TIB における日常サポートに係る取組
- (6) 学生にグローバルな視野を向ける取組 (ITAMAE 事業との連携含む。)
- (7) 他自治体及び国内外のスタートアップ支援拠点との連携
- (8) 事業進捗及び KPI 達成状況の報告
- (9) イベントの実施に係る取組(TIB 以外を含む。)
- (10) TIB プロジェクトとしての本事業の認知度向上のためのプランディングや PR 方策
- (11) 東京都からの協定金以上の成果を創出するための具体的方策